

## 3 級 F P 技能士テキスト 改正のお知らせ

平成 25 年 10 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
F P 試験において押さえておきたい主要内容を掲載していますのでご確認ください。  
なお、**該当ページ**には、3 級 F P 技能士テキストの該当ページを記載しています。

今回、主な改正点をお知らせするのは、「ライフプランニングと資金計画」「金融資産運用」「相続・事業承継」の 3 科目となります。

### <ライフプランニングと資金計画>

#### 1. 産前・産後の休業期間の健康保険料および厚生年金保険料の納付が免除されます。

育児休業期間中の健康保険料および厚生年金保険料は、被保険者・事業主ともに納付が免除されていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降は産前・産後の休業期間においても同様に納付が免除されます。

**該当ページ** P33

#### 2. 障害給付・遺族給付における保険料納付要件の特例の適用期限が延長されます。

障害給付・遺族給付における保険料納付要件の特例として、初診日または死亡日が平成 28 年 4 月 1 日より前であれば、直近 1 年間の保険料納付実績をもって保険料納付要件を満たしたものとみなされますが、この特例の適用期限が 10 年延長され平成 38 年 4 月 1 日より前までとなります。

**該当ページ** P49、P50、P51、P54

### <参考>平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月の公的年金の年金額等

平成 25 年度の年金額は、物価スライド特例の解消を目的として平成 25 年 10 月に 1.0% 引き下げられました。平成 25 年 10 月以降の年金額等は次のとおり。

	平成 25 年 4 月 ～平成 25 年 9 月	平成 25 年 10 月 ～平成 26 年 3 月	主な該当ページ
老齢基礎年金（満額）	786,500 円	778,500 円	P35、41
老齢厚生年金：加給年金 （配偶者）	226,300 円 ～393,200 円	224,000 円 ～389,200 円	P40
老齢厚生年金：加給年金 （子 2 人目まで）	226,300 円	224,000 円	P40
老齢厚生年金：加給年金 （子 3 人目以降）	75,400 円	74,600 円	P40
障害基礎年金（1 級）	983,100 円	973,100 円	P49
障害基礎年金（2 級）	786,500 円	778,500 円	P49

障害基礎年金：子の加算 (子 2 人目まで)	226,300 円	224,000 円	P49
障害基礎年金：子の加算 (子 3 人目以降)	75,400 円	74,600 円	P49
障害厚生年金：配偶者の加算	226,300 円	224,000 円	P50
障害厚生年金：障害等級 3 級の 最低保障額	589,900 円	583,900 円	P50
遺族基礎年金	786,500 円	778,500 円	P52
遺族基礎年金：子の加算 (子 2 人目まで)	226,300 円	224,000 円	P52
遺族基礎年金：子の加算 (子 3 人目以降)	75,400 円	74,600 円	P52
遺族厚生年金：中高齢寡婦加算	589,900 円	583,900 円	P56
物価スライド率	0.978	0.968	P39

### < 金融資産運用 >

1. 個人向け国債(変動金利・10 年満期)および個人向け国債(固定金利・5 年満期)の発行頻度が変更になります。

個人向け国債(変動金利・10 年満期)および個人向け国債(固定金利・5 年満期)は、平成 25 年 12 月募集以降、毎月募集・発行となります。

該当ページ P166

### < 相続・事業承継 >

1. 株式保有特定会社の株式保有割合が変更になっています。

株式保有特定会社の総資産中に占める株式保有割合(相続税評価額ベース)は、平成 25 年 5 月 27 日以降、次のように変更になっています。

< 特定会社の判定 > 表の下段

	改正前	改正後
株式保有 特定会社	大会社は 25%以上、小・中会社は 50%以上	大・中・小会社すべて 50%以上

該当ページ P360